

第4章 災害復旧計画

【 基 本 編 】

第1節 目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

1 方針

市は、被災者の生活再建及び生業回復のため、市民へ各種支援措置等の広報を行うとともに、県、国及び各種金融機関の協力のもと、現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

また、各種の支援措置等を早期に実施するため、罹災証明の交付体制を確立させるものとする。

なお、市は、災害により、市が保管する戸籍や住民基本台帳等のデータが喪失した場合に備え、データのバックアップを行うものとする。

2 各種調査の住民への周知

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、市の活動の支援に努めるものとする。

3 罹災証明書の交付

市は、被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を開催するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、工夫をするよう努めるものとする。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。

(1) 罹災台帳の作成

市は、被災状況を調査のうえ、罹災台帳を整備し、被災者につき必要事項を登録する。

(2) 罹災証明書の発行

市は、被災者に対し必要を認めるときは、罹災証明書を発行する。

- (3) 罹災証明書の発行について、被災状況が確認できないときは、とりあえず本人の申告により仮罹災証明書を発行することができる。この場合、調査確認をしたときは、罹災証明書に切り替え発行する。
- (4) 罹災証明書の発行は1回限りとし、やむを得ない理由のあるときは、写しに裏書証印のうえ交付する。

4 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

5 各種支援措置等

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 支援制度及び救済制度

ア 被災者生活再建支援法による支援金の支給等

イ 被災した納税義務者に対し地方税法による市税等の納税緩和策として、納期限の延長、徴収猶予及び減免等をそれぞれの事態に対応して、適宜、適切な措置を講じておく。

(2) 災害弔慰金、災害障害見舞金等、災害見舞金の支給、災害援護資金の貸付

本市には、被災した市民の福祉及び生活の安定に資するため、「尾道市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害弔慰金、災害障害見舞金の支給制度と災害援護資金の貸付制度がある。

市は、次の事項に該当するときは災害見舞金等の支給、又は貸付を行う。

ア 条例に基づく制度

(ア) 災害弔慰金

- | | |
|-----------------|-------|
| a 生計維持者死亡の場合 | 500万円 |
| b 生計維持者以外の死亡の場合 | 250万円 |

(イ) 災害障害見舞金

- | | |
|--------------|-------|
| a 生計維持者の場合 | 250万円 |
| b 生計維持者以外の場合 | 125万円 |

(ウ) 災害援護資金の貸付

療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の

負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合。

- ・家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である
損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
- ・家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- ・住居が半壊した場合 270万円
- ・住居が全壊した場合 350万円
(世帯主の負傷がなく、住居の損害がある場合)
- ・家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
- ・住居が半壊した場合 170万円
- ・住居が全壊した場合 250万円
- ・住居の全壊が滅失又は流出した場合 350万円

ただし、前々号(世帯主の負傷の場合)の第3項又は前号(世帯主の負傷がない場合)の第2項若しくは第3項において、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えること。

(償還期間)

10年(措置期間3年又は5年)

(利率)

措置期間中は無利子、措置期間経過後は年利3%(措置期間3年間含む)

第3節 被災者の生活確保に関する計画

1 方針

災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするためには、各種の支援策が必要である。ここでは、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策及び雇用の確保についての各種支援策を定める。

2 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

関係行政機関は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

(1) 市

- ア 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

(2) 県

- ア 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

(3) 中国経済産業局及び中国四国農政局

- ア 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

3 被災者等に対する生活相談

市は、相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。
また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努める。

4 雇用の安定支援

(1) 雇用の確保

- ア 災害による失業を防止するため、国・県等と連携して雇用調整助成金等の制度の啓発に努める。
- イ 雇用を確保するため、事業所の被災による安易な解雇及び新卒者の内定取消し等の防止に努める。

(2) 雇用対策等

ア 被災者の雇用の安定を図るため、失業者の発生状況に応じて、労働局、県等と連携して、雇用に関する情報収集、就業に係る相談、職業訓練、労働相談等の対策を実施する。

イ 市外へ避難した被災者に対して、避難先の都道府県・市町村及び都道府県労働局と連携し、市内の求人情報や就職面接会等の就労支援に係る情報の提供に努める。

5 被災者の最低生活の保障

被災者の生活保護のため、低所得者に対し生活保護法に基づく保護の要件を満たしている者に対し、実情を調査の上、困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置を講じる。

6 各機関の援護対策

被害状況及び被災地の実情に応じて、郵政事業にかかる災害特別事務扱い及び援護対策を実施できるよう、市は郵便事業株式会社尾道支店及び尾道郵便局に依頼する。

- (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (4) 被災者救助団体に対するお年玉はがき等寄付金の配布
- (5) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

第4節 施設災害復旧計画

1 方針

- (1) 市は、応急対策を実施した後、被害を受けた施設の復旧をできるだけ迅速に着工し短期間で完了するよう努める。
- (2) 災害復旧については、再度災害の原因とならないよう、完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、更に災害に関連した改良事業を行うなど施設の向上に配慮する。
- (3) 災害復旧対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

2 復旧計画

- (1) 災害復旧に関しては現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに早期着工、早期完成を図ることを目途とする。
- (2) 施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
（昭和25年法律第169号）

公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）

道 路 法（昭和27年法律第180号）

河 川 法（昭和39年法律第167号）

砂 防 法（明治30年法律第29号）

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

森 林 法（昭和26年法律第249号）

海 岸 法（昭和31年法律第101号）

港 湾 法（昭和25年法律第218号）

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）

公営住宅法（昭和26年法律第193号）

生活保護法（昭和25年法律第144号）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）

売春防止法（昭和31年法律第118号）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (昭和 45 年法律第 136 号)
海上交通安全法 (昭和 47 年法律第 115 号)

第5節 激甚災害の指定に関する計画

1 方針

災害による甚大な被害があった場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、所定の手続きを行う。

2 激甚災害に関する調査

（1）市

県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

（2）県

県は、市の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるように措置する。

第6節 救援物資、義援金の受け入れ及び配分に関する計画

1 方針

住民から被災者にあて寄託された義援金品は必要とする被災者に必要な時に、確実に迅速に配分する必要がある。そのために必要な募集・輸送・配分等について適正に定めておく。

2 実施

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、県と協議し、当該地域と共同し、あるいは協力して行う。

3 募集

災害義援金品の募集は市内・県内はもちろんのこと、近隣市町や他県において大災害が発生した場合にも必要に応じて行う。

4 集積

- (1) 住民から募集したものは町内会、日赤奉仕団、民生委員等が訪問して集積し、市に引き継ぐ。
- (2) 個人等で申し出のあった場合は、市で受け付け前項同様に集積一括する。
- (3) 市は募集の内容等（氏名、品名、金額）を記録し、保管しておく。

5 引継

募集又は受付で集積した義援金品の輸送、引継及び発行は次のとおり行う。

- (1) 義援金品を他の市町、県に引き継ぐ場合は被災地に直接輸送する。
- (2) 引き継ぐ場合又は直送の場合は、引継書を作成する。

6 配分

県及び他から受けた義援金は、社会福祉協議会、民生委員、町内会長その他関係者の意見を聞き、実情に即した配分を行う。なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法等を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

7 義援金品の管理、費用

- (1) 義援金、物資は受付簿、現金出納簿を備え付け管理する。
- (2) 募集及び区分に要する労力はできるだけ奉仕とし、輸送その他に要する経費は市において負担すること。万一、負担が不可能な場合は、義援金の一部をこの経費に

充当することができる。

(3) 経費の証拠書類は、整備保管する。

第7節 災害復興計画（防災まちづくり）

1 方針

- (1) 市街地の復興に当たっては、市及び県は、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指すものとする。
- (2) 災害復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

2 被災地における市街地の復興

都市基盤の整った市街地を計画的かつ迅速に復興するため、あらかじめ取り組みのプロセスや役割分担などの明確化に努めるものとする。

また、市街地開発事業の実施により市街地を復興する場合には、住民の早急な生活再建の観点から、まちづくりの方向について、速やかに住民との合意形成に努めるものとする。

3 学校施設の復興

市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。